

# 埼玉県 移住支援金

埼玉県へ移住された方に  
**支援金を支給します!**



埼玉県マスコット  
「コバトン・さいたまっち」

## 要件2 働き方に関する条件を満たすこと

以下の①～③いずれかを満たすこと

- ①移住先で就職
- ②移住後もテレワークで現在の仕事を続ける
- ③移住先の市町村が定める要件を満たす



## 要件 1 東京23区内に在住・通勤していること

以下の①②いずれも満たすこと

- ①移住直前の10年間のうち通算5年以上

- ・東京23区内に在住 または

- ・東京圏\*から東京23区内へ

- ②移住直前に連続して1年以上

- ・東京23区内に在住 または



※ 東京網・東京都・埼玉県・千葉県又び神奈川県

## 要件3 対象地域に移住すること (県内15市町村)

秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町



- 単身 **60** 万円
  - 世帯 **100** 万円
  - 子育て世帯  
最大 **200** 万円を支給!

※市町村により子育て世帯の加算額は異なります

移住支援金のお問合せ・申請は裏面の各市町村まで!

\*必ず市町村の申請要件をご確認ください